

令和五年二月十七日受領  
答弁第三号

内閣衆質二一一第三号

令和五年二月十七日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員阿部知子君提出出生前検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出出生前検査に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和元年十月から令和二年七月まで開催された厚生労働省の「母体血を用いた出生前遺伝学的検査（NIPT）の調査等に関するワーキンググループ」において、当時、日本医学会等の関係団体が共同して運用していた認定制度による認定を受けた施設及び受けていない施設に対して調査を行い、NIPT（非侵襲性出生前遺伝学的検査をいう。以下同じ。）の実態の把握及び分析を行ったところである。

また、令和二年度から令和四年度までの厚生労働科学研究費補助金による「出生前検査に関する妊産婦等の意識調査や支援体制構築のための研究」において、現在、NIPTを含め、母体内の胎児の状況を把握するために行われる検査（以下「出生前検査」という。）の実態等の調査を行っているところである。

二について

お尋ねの「認証施設での受検を促すため」の施策については、厚生労働省において、公益社団法人日本医師会等の関係団体に対して、「NIPT等の出生前検査の適切な運用について（依頼）」（令和四年六

月十七日付け子母発〇六一七第一号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を発出し、NIPT等の出生前検査の適切な運用について依頼するとともに、都道府県、市町村及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対して、「NIPT等の出生前検査に関する情報提供及び認証制度について」（令和四年六月十七日付け子母発〇六一七第二号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知。以下「都道府県等宛て通知」という。）を発出し、日本医学会出生前検査認証制度等運営委員会（以下「運営委員会」という。）が実施する認証制度（以下「認証制度」という。）において認証された医療機関（以下「認証医療機関」という。）を把握の上、NIPTの受検を考慮する妊婦等に対し、妊娠及び出産に関する包括的な支援の一環として、適切な情報提供を行うよう依頼し、併せて、運営委員会が作成した妊婦向けのチラシ等を示したところである。

お尋ねの「非認証の施設に対」する対応については、令和三年五月に厚生科学審議会科学技術部会NIPT等の出生前検査に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）が取りまとめた「NIPT等の出生前検査に関する専門委員会報告書」（以下「報告書」という。）において、「非認証施設も含めた登録制度や法的規制を設けるべきとの意見も出されたが、まずはNIPTに係る認証制度を新設し、その運

用状況を見ながら、必要に応じて、本専門委員会において対応を検討する」とされたところであり、これを踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

### 三について

出生前検査に係る情報提供については、報告書において、「近年、ICTが普及し、・・・誰もが容易に出生前検査に係る情報へのアクセスが可能となっているが、信憑性を欠く情報も散見される。他方、出産年齢の高年齢化や仕事と子育ての両立への懸念などを背景として、様々な不安や疑問を抱え、出生前検査についての正しい情報や相談ができる機関を求める妊婦が増加しており、このような妊婦に寄り添った支援の充実が求められている状況にある」ことから、「今後は、妊娠・出産に関する包括的な支援の一環として、妊婦及びそのパートナーが正しい情報の提供を受け、適切な支援を得ながら意思決定を行っていくことができるよう、妊娠の初期段階において妊婦等へ誘導とならない形で、出生前検査に関する情報提供を行っていくことが適当である」とされたことを踏まえ、都道府県等宛て通知において、地域の認証医療機関を把握の上、NIPITの受検を考慮する妊婦等に対し、妊娠及び出産に関する包括的な支援の一環として、適切な情報提供を行うよう依頼したところである。また、厚生労働省においては、令和四年度出

生前検査認証制度等広報啓発事業により、ウェブサイトの作成やシンポジウムの開催等を通じて、妊婦等に対し、出生前検査に関する正しい情報を提供していくこととしている。

#### 四について

人工妊娠中絶は、母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十四条第一項の規定に基づき、妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがある場合等に、母性の生命健康を保護することを目的として行われているものである。

その上で、出生前検査については、報告書において、「出生前検査は、胎児の状況を正確に把握し、将来の予測をたて、妊婦及びそのパートナーの家族形成の在り方等に係わる意思決定の支援を目的とする」ものであって、「ノーマライゼーションの理念を踏まえると、出生前検査をマスキニングとして一律に実施することや、これを推奨することは、厳に否定されるべきであり、「出生前検査の受検によって胎児に先天性疾患等が見つかった場合の妊婦等へのサポート体制として、各地域において医療、福祉、ピアサポート等による寄り添った支援体制の整備等を図る必要がある」ことが、出生前検査についての基本的な考え方として示されたところである。

このため、厚生労働省においては、報告書における出生前検査についての基本的な考え方を踏まえ、令和三年六月に、都道府県等に対して、「出生前検査に対する見解・支援体制について」（令和三年六月九日付け子母発〇六〇九第一号・障害発〇六〇九第一号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）を発出し、母子保健に関する施策と障害児の医療及び福祉に関する施策との連携を求めているところであり、引き続き、支援体制の整備等について必要な取組を進めてまいりたい。

## 五について

前段のお尋ねについては、例えば、専門委員会における専門家の議論を踏まえ、報告書においても、胎児や新生児に係る医療の質の向上、障害児や障害者に係る福祉の充実等について記載されているところであり、厚生労働省においては、こうした専門家の議論等を通じて、御指摘の「ダウン症をはじめNIPTで検査されるトリソミーの子どもたちのこの十年における生命予後や医療・生活ケアの向上」等について把握しているところであり、また、御指摘の「同指針」においては、NIPTを実施する医療機関に対して、遺伝カウンセリング方法等が示されているとともに、認証制度における認証の要件として、「NIPT

Tの実施前後の妊婦の意思決定について、妊婦が希望する場合は小児医療の専門家・・・の支援を受けられるようにすること」が示されているものと承知している。加えて、医療機関と公的機関等が連携し、情報提供や遺伝カウンセリング等を行うことが重要であることから、都道府県等において妊婦への情報提供や相談支援が適切に実施されるよう、同省においては、専門家の協力を得て、母子保健指導者養成研修を実施し、都道府県等の担当者に対して、御指摘の「この十年における生命予後や医療・生活ケアの向上」に関する情報を含め、NIP T等の出生前検査に関する情報を提供しているところである。

後段のお尋ねについては、専門委員会及び運営委員会に、ダウン症等の者の保護者が所属する団体の代表者及び障害者又は障害児に関する保健医療福祉関係者が委員として参加しているところであり、これらの場を通じて、「遺伝的な病気のあるお子さんを持つ方々の要望」等を把握しているところである。